宮城県水産林政部水産業基盤整備課「週休2日工事」実施要領の一部改正新旧対照表（令和8年10月）

改正後（令和８年１１月公告工事より）	現行（令和７年１１月公告工事より）
宮城県水産林政部水産業基盤整備課 「週休２日工事」実施要領	宮城県水産林政部水産業基盤整備課 「週休２日工事」実施要領
第１～第３　［略］ 【第Ⅰ編】現場閉所型 第４～第７　［略］ 【第Ⅱ編】交替制 （実施方法） 第８　発注者は、週休２日工事の実施に当たって、別紙１に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休２日工事」である旨及び週休２日工事の種別を明示するものとする。 ２　発注者は、週休２日工事の対象期間を通して、当該工事の技術者及び技能労働者が交替しながら、４週８休を確保するものとし、施工計画書の法定休日・所定休日の事項において当該工事が週休２日に取り組む旨を明示すること。（明示方法は任意とする。）また、対象者は、施工体制台帳上の元請及び下請負人の技術者及び技能労働者とし、~~非常勤の者（臨時で従事する者）~~確認対象者における具体的な休日率の算出方法等については、別紙３によるものとする。 ただし、次の各号に該当する者は除く。 （１）　非常勤の者（臨時で従事する者）。 （２）　測量等に関わる技術者等、交通誘導員、資材運搬等を行う運送業者等、安全監視船の船員ほか建設業法によらない業者等。 （３）　工事従事期間が連続して１週間程度以内の技術者等。 ３　受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土日・祝日を休工日とするよう努めるものとする。 ４　週休２日工事の対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとする。ただし、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。なお、受注者の責によらない場合とは天候の影響等を想定している。	第１～第３　［略］ 【第Ⅰ編】現場閉所型 第４～第７　［略］ 【第Ⅱ編】交替制 （実施方法） 第８　発注者は、週休２日工事の実施に当たって、別紙１に基づき入札公告及び特記仕様書に、「週休２日工事」である旨及び週休２日工事の種別を明示するものとする。 ２　発注者は、週休２日工事の対象期間を通して、当該工事の技術者及び技能労働者が交替しながら、４週８休を確保するものとし、施工計画書の法定休日・所定休日の事項において当該工事が週休２日に取り組む旨を明示すること。（明示方法は任意とする。）また、対象者は、施工体制台帳上の元請及び下請負人の技術者及び技能労働者とし、非常勤の者（臨時で従事する者）は除く。 ３　受注者は、建設業の働き方改革を推進する観点から、土日・祝日を休工日とするよう努めるものとする。 ４　週休２日工事の対象期間は、現場施工に着手した日（準備期間は含まない）から現場施工が完了した日（後片付け期間は含まない）までとする。ただし、年末年始６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。なお、受注者の責によらない場合とは天候の影響等を想定している。

宮城県水産林政部水産業基盤整備課「週休2日工事」実施要領の一部改正新旧対照表（令和8年10月）

改正後（令和８年１１月公告工事より）	現行（令和７年１１月公告工事より）
宮城県水産林政部水産業基盤整備課 「週休２日工事」実施要領	宮城県水産林政部水産業基盤整備課 「週休２日工事」実施要領
第９～第１１　［略］ 附 則 この要領は、令和３年１１月１日から施行し、令和３年１２月１日以降に入札公告する工事から適用する。 この要領は、令和６年４月１日から施行し、令和６年４月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和６年３月３１日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。 この要領は、令和６年１１月１日から施行し、令和６年１２月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和６年１１月３０日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。 この要領は、令和７年１０月１日から施行し、令和７年１１月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和７年１０月３１日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。 この要領は、令和８年１０月１日から施行し、令和８年１１月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和８年１０月３１日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。	第９～第１１　［略］ 附 則 この要領は、令和３年１１月１日から施行し、令和３年１２月１日以降に入札公告する工事から適用する。 この要領は、令和６年４月１日から施行し、令和６年４月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和６年３月３１日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。 この要領は、令和６年１１月１日から施行し、令和６年１２月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和６年１１月３０日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。 この要領は、令和７年１０月１日から施行し、令和７年１１月１日以降に入札公告する工事から適用する。ただし、令和７年１０月３１日までに入札公告した工事については、従前の実施要領による。

宮城県水産林政部水産業基盤整備課「週休2日工事」実施要領の一部改正新旧対照表（令和8年10月）

改正後（令和８年１１月公告工事より）

別紙３

１　経費の補正方法

　週休２日工事において、対象期間中の休日の確保を前提に、当初予定価格から以下の補正係数を乗じるものとする。実施できなかった場合は補正分の減額を行う。

【補正係数】

補正係数は以下の区分により設定する。

※市場単価に含まれる費用についても補正の対象とする。

「主たる工種」が、

漁港漁場工事の場合は、水産庁及び港湾局の基準「区分①」に準拠

土木工事の場合は、国交省（港湾局を除く）の基準「区分②」に準拠

「区分①」	「区分②」
・共通仮設費率 :1．02 ・現場管理費率 :1．03	・補正なし

２　［略］

現行（令和７年１１月公告工事より）

別紙３

１　経費の補正方法

　週休２日工事において、対象期間中の休日の確保を前提に、当初予定価格から以下の補正係数を乗じるものとする。実施できなかった場合は補正分の減額を行う。

【補正係数】

補正係数は以下の区分により設定する。

※市場単価に含まれる費用についても補正の対象とする。

「主たる工種」が、

漁港漁場工事の場合は、水産庁及び港湾局の基準「区分①」に準拠

土木工事の場合は、国交省（港湾局を除く）の基準「区分②」に準拠

「区分①」	「区分②」
・労　務　単　価 :1．02 ・共通仮設費率 :1．02 ・現場管理費率 :1．03	・労　務　単　価 :1．02 ・共通仮設費率 :1．01 ・現場管理費率 :1．02

２　［略］